邑楽町中小企業功労者、永年勤続優良従業員表彰要綱

1. 趣 旨

町内中小企業における功労者及び永年勤続優良従業員の表彰を行い、勤労者の定着、 労働力確保並びに勤労意欲の高揚を図り、町内産業の振興に資することを目的とする。

2. 対 象

表彰の対象は、邑楽町内の中小企業に勤務する者であって、次のいずれかに該 当するもの。(正規従業員のみ)

(1) 功労者

- イ. 業務上有益な発明、改良又は工夫考案しその声価を高めたもの
- 口. 安全衛生、災害防止等に特に功労のあったもの
- ハ. 中小企業の指導並びに組織活動に寄与したもの
- 二. その他産業の発展に貢献し、その功績が顕著なもの

(2) 永年勤続優良従業員

- イ. 同一事業所に | 0年以上の勤続者 口. 同一事業所に 2 0年以上の勤続者
- ハ. 同一事業所に30年以上の勤続者 ニ. 同一事業所に40年以上の勤続者
- (3)(1)については、その功労を裏付ける書類等(関係会社などの表彰状等)選考に必要な書類等を添付するものとする。
- (4)役員、理事者(使用者)は、いずれの表彰にも該当しないものとする。

3. 受賞者の決定

事業所から推薦のあった候補者について、永年勤続優良従業員については書類選考、 功労者においては選考委員会により決定する。

4. その他

事業主は、永年勤続優良従業員表彰については、被表彰者 | 名につき、<u>金2,000円</u> を納付するものとする。

附則

この要綱は、平成 | 0年6月 | 日より実施する。

附 則

この要綱は、平成 | 7年6月22日より実施する。